

公立大学法人青森県立保健大学中期目標の比較（第三期（現行）と第四期案）

<p>第三期（第四期で変更：下線）</p>	<p>第四期案</p>	<p>変更の理由・考え方</p>
<p>公立大学法人青森県立保健大学中期目標</p> <p>前文</p> <p>1 理念</p> <p>公立大学法人青森県立保健大学は、青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育ててきた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学（以下「大学」という。）を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。</p> <p>2 使命</p> <p>(1) 人間性豊かな人材の育成</p> <p>生命に対する深い畏敬の念と倫理観、人間を総合的に把握し理解できる幅広い教養を身に付けた人材を育成する。</p> <p>(2) 保健、医療及び福祉の発展に寄与できる人材の育成</p> <p>保健、医療及び福祉の連携・協調に向けて能力を発揮し、中核的な役割を果たせる人材を育成する。</p> <p>(3) 地域特性へ対応できる人材の育成</p> <p>気候、風土、生活習慣など、青森県の特性を考慮しながら問題解決へのアプローチができる人材を育成する。</p>	<p>公立大学法人青森県立保健大学中期目標</p> <p>前文</p> <p><u>青森県が設立した公立大学法人青森県立保健大学（以下「法人」という。）が運営する青森県立保健大学（以下「保健大学」という。）は、保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、専門的な学術を教授研究し、地域特性の変化とグローバル化に対応できる能力を備え、保健、医療又は福祉の各分野において中核的役割を果たすことのできる人間性豊かな人材の育成を図るとともに、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって地域社会における人々の健康と生活の質の向上に寄与することを目的としている。</u></p> <p><u>この目的に資するため、保健大学は高水準の各種国家試験合格率を維持してきたほか、第三期中期目標・計画期間（令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度））において、新たに、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・青森県内の病院等と連携・協力して地域に求められる看護師としての能力開発を目指す「地域定着枠」を健康科学部看護学科に設置</u></li> <li><u>・高度公衆衛生人材を育成するため大学院健康科学研究科に「公衆衛生学コース」を設置</u></li> <li><u>・学生や県内専門職のキャリア支援を行う「キャリア開発センター」と地域の健康課題の解決をめざす「ヘルスプロモーション戦略研究センター」を設置</u></li> </ul> <p><u>等の取組を行った。</u></p> <p><u>また、青森県内高校生の高等教育を受ける機会を拡大し、卒業者の県内定着を促進するため、青森県が入学選抜方法の見直しを内容とする第三期中期目標の一部変更を令和6年（2024年）12月に行ったことを受け、法人は第三期中期計画の一部を変更し、令和9年度（2027年度）入学生から学校推薦型選抜枠（看護学科50名、理学療法学科12名、社会福祉学科20名、栄養学科8名 計90名）の対象を全て県内高校生とするなど、地域の保健、医療及び福祉の教育研究拠点としてその使命を果たしてきたところである。</u></p> <p><u>一方で法人の設立団体である青森県の状況をみると、平均寿命・健康寿命は着実に延伸しているものの、がんや心疾患などの生活習慣病による40歳から50歳代の死亡率が高く、ヘルスリテラシーの向上や健康的な生活習慣の実践に社会全体で取り組む必要があるほか、少子高齢化の進展と医療の高度化とともに医療ニーズが複雑化・多様化する中、県内のどこに住んでいても適切な医療を受けられるよう、看護師をはじめとした地域医療を支える人材が安定的に確保される必要があるなど、保健・医療の分野で様々な課題に直面している。</u></p> <p><u>さらに、令和22年（2040年）には高齢化率が44.4%、高齢者の独居率が20.1%まで上昇すると推計されており、今後、介護をはじめとした福祉の担い手不足を見据えた仕組みづくりや孤独・孤立対策が強く求められている。</u></p> <p><u>こうした中、青森県が抱える保健・医療・福祉分野における課題解決に向けて、保健大学には、保健・医療・福祉の教育研究拠点として人材の育成及び地域社会への貢献がより一層期待されている一方で、18歳人口の減少に伴う将来の高等教育の在り方に関する議論や学生確保の大学間競争の激化が見込まれていることを踏まえると、魅力的で質の高い教育の提供や、新たな価値の創出などにより、これまで以上に存在意義を高めていくことが必要である。</u></p> <p><u>このため、青森県は、保健大学に、次のような人材を育成することを求める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 生命に対する深い畏敬の念と倫理観、人間を総合的に把握し理解できる幅広い教養を身に付けた人材</u></li> <li><u>(2) 保健・医療・福祉の連携・協調に向けて能力を発揮し、多職種連携の中核的な役割を果たせる人材</u></li> </ul>	<p>・定款に規定された設立の目的を記載した上で、これまでの大学の取組、本県を取り巻く状況を整理し、本県が抱える課題の解決に向けて保健大学に期待する役割等を記載することとした。</p> <p>・青森県基本計画から引用。</p>

第三期（第四期で変更：下線）	第四期案	変更の理由・考え方
<p>(4) <u>グローバルな視野をもって活躍できる人材の育成</u> <u>外国語等のコミュニケーション手段を用い、グローバルな視野をもって活躍できる人材を育成する。</u></p> <p>(5) <u>地域社会への貢献</u> <u>保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、教育研究成果を広く地域社会に還元するとともに、産学官民の連携した取組による地域貢献活動を展開し、県民の健康と生活の向上に寄与する。</u></p> <p>3 <u>基本姿勢</u> <u>第二期中期目標の達成状況を踏まえつつ、大学を取り巻く社会情勢の変化や、大学改革等の動向を的確に捉えながら、理念と使命の実現に向けて積極的に取り組む。</u> <u>保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、人材の育成及び地域社会への貢献の役割を十分に果たせるよう、自律的に取り組むとともに、地域との連携を推進する。</u></p>	<p><u>(3)気候、風土、生活習慣など、青森県の特徴を考慮しながら問題解決へのアプローチができる人材</u> <u>(4)国際感覚を備え、多様性を尊重し、グローバルな視野をもって活躍できる人材</u></p> <p><u>さらに、青森県の保健・医療・福祉の現場で活躍する専門人材を輩出する大学として、地域に根ざした実践的な教育やデジタルトランスフォーメーションに対応した教育を推進するとともに、青森県が抱える健康課題に県と共に取り組む地域のシンクタンクとして、教育研究成果の地域社会への還元や産学官民連携による地域貢献活動を行うことも期待する。</u></p> <p><u>以上のことから、青森県は、保健大学が、法人の自主的かつ自律的な運営のもと、教育や研究の質の向上によりその魅力を高め、青森県の発展に貢献していくとともに、県が設立した教育研究機関として理事長によるガバナンスを強化し、より一層県民の負託と期待に応えていくよう、第四期中期目標をここに定め法人に指示する。</u></p>	
<p>第1 中期目標の期間 令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間</p>	<p>第1 中期目標の期間 <u>令和8年(2026年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日までの6年間</u></p>	
<p>第2 <u>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</u> 1 <u>教育に関する目標</u> (1) <u>入学者の受入れに関する目標</u> ア <u>学士課程</u> アドミッション・ポリシーのもと、入学者受入れに関する情報等を積極的に発信するとともに、<u>選抜方法を工夫し、地域の保健、医療及び福祉に貢献する目的意識が高く、大学の専門性にふさわしい資質や能力及び体験から学ぶ力を備えた人材を受け入れる。</u> また、<u>県内出身者の高等教育を受ける機会を拡大し、県内定着を推進するため、選抜方法の見直しを行う。</u></p> <p>イ <u>大学院課程</u> <u>保健、医療及び福祉の各分野での高度専門職業人や研究者・教育者となり得る人材を育成するため、地域の健康科学の進歩に貢献する目的意識や学修・研究意欲の高い人材を積極的に広く受け入れる。</u> また、<u>社会情勢を踏まえ、高度な専門性を生かして地域で活躍できるような人材の確保に向け、受入体制の見直しを行う。</u></p>	<p>第2 <u>教育の質の向上に関する目標</u> 1 <u>入学者の受入れに関する目標</u> (1) <u>学士課程</u> アドミッション・ポリシーのもと、入学者受入れに関する情報等を積極的に発信するとともに、<u>選抜方法を工夫し、青森県の保健・医療・福祉に貢献する目的意識が高く、保健大学の専門性にふさわしい資質や能力及び体験から学ぶ力を備えた人材を受け入れる。</u> また、<u>県内出身者の高等教育を受ける機会を拡大し、県内定着を推進するため、選抜方法の継続的な検討・見直しを行う。</u></p> <p>(2) <u>大学院課程</u> <u>保健・医療・福祉の各分野において、高度専門職業人や研究者・教育者として活躍できる人材を育成するため、健康科学の発展に貢献する目的意識と高い学修・研究意欲を持つ人材を積極的に広く受け入れる。</u> また、<u>医療機関や社会福祉施設の従事者、自治体職員等働きながら学ぶ意欲のある者を積極的に受け入れ、継続的に定員を充足させる。</u></p>	<p>・令和6年度に選抜方法の見直し(令和9年度入学生から適用)を実施済みのため変更。</p> <p>・令和8年度入学生から定員を引き上げていることを踏まえ変更。 (前期課程：10人→23人、後期課程：4人→8人)</p>
<p>(2) <u>学生の育成に関する目標</u> ア <u>学士課程</u> <u>カリキュラム・ポリシーに沿った経験知を高める実践的な教育を行い、ディプロマ・ポリシーに掲げた「自らを高める力」を基盤に、「専門的知識に根差した実践力」と「創造力」を持ち、これからの地域に必要とされる「統合的実践力」を身に付けた、社会情勢の変化に適切に対応し、専門性を生かして地域で活躍できる人材を育成する。</u> また、<u>学修効果を高め、教育成果の質的向上が図られるよう、定期的カリキュラムの見直しに取り組む。</u></p> <p>イ <u>大学院課程</u> (7) <u>博士前期課程</u> <u>保健、医療及び福祉の連携による包括的サービスの提供を担う、高度で専門的な能力及び幅広い知識並びに豊かな人間性を備えた人材を育成する。</u></p> <p>(1) <u>博士後期課程</u> <u>保健、医療及び福祉の連携による包括的サービスの提供を担う、高度な学問的見識及び研究開発能力並びに豊かな人間性を備え、地域の教育研究機関等の中核となる研究者を育成する。</u></p>	<p>2 <u>学生の育成に関する目標</u> (1) <u>学士課程</u> <u>カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき、体系的かつ実践的な教育を展開し、青森県の保健・医療・福祉の現場で活躍できる専門人材を育成・輩出する。</u> また、<u>学修成果の把握・可視化と質的向上を重視し、教学マネジメントにおけるPDCAサイクルを適切に機能させながら継続的な改善に取り組む。</u></p> <p>(2) <u>大学院課程</u> <u>保健・医療・福祉の連携による包括的サービスの提供を担う人材として、豊かな人間性とともに、博士前期課程では高度で専門的な能力を、博士後期課程では高度な学問的見識と研究開発能力を備えた人材を育成する。</u></p>	<p>・「地域」を具体的に記載。</p> <p>・学修成果の把握等の方法(PDCAサイクル)を具体的に記載。</p> <p>・博士前期課程・博士後期課程の項目を、「1入学者の受入れに関する目標」に準じて統合。</p>

第三期（第四期で変更：下線）	第四期案	変更の理由・考え方
<p>(3) <u>教育の実施体制に関する目標</u></p> <p>ア <u>教員の教育力の向上・教育方法の改善</u>  <u>教員個々の教育力の向上を図るため、効果的かつ組織的な研修を推進するとともに、学生の主体的な学修及び授業内容の確実な理解を促進するために、多様で効果的な教育方法の改善に継続的に取り組む。</u></p> <p>イ <u>適正な教員採用と編成</u>  <u>教員の教育、研究、社会貢献及び組織運営活動を進展させるため、適正な教員の採用と編成を行う。</u></p> <p>ウ <u>教育・学修環境の整備</u>  <u>人間性豊かで、主体性及び専門性を備えた学生を育成するため、効果的な教育を行う環境を整備する。</u>  <u>また、学生の学修意欲及び教育効果をより高めるため、学修環境の充実に取り組む。</u></p>	<p><u>3 教育の実施体制に関する目標</u></p> <p><u>(1) 適正な教員採用と編成</u>  <u>教員の教育、研究、社会貢献及び組織運営活動を効果的に推進するため、適正かつ計画的な教員の採用及び編成を行う。</u></p> <p><u>(2) 教員の教育力の向上・教育方法の改善</u>  <u>学生が主体的に学び、授業内容を確実に理解できるよう、学修成果の把握・可視化により得られた情報を生かして、教育の質を高めるため、個々の教員の教育方法の改善に取り組む。</u>  <u>併せて、教員の教育、研究、社会貢献及び組織運営に関する能力の向上を目指し、効果的かつ組織的な研修を推進するとともに、教員評価や能力開発を行う。</u></p> <p><u>(3) 教育・学修環境の整備</u>  <u>人間性豊かで、主体性及び専門性を備えた学生を育成するため、効果的な教育を行う環境を整備する。</u>  <u>また、デジタル技術やデータを活用してより実践的で効率的な学びを実現する教育DXを推進するとともに、教育・研究活動を支える中核的な機関である図書館をはじめとする学修環境の充実に取り組む。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員採用・編成が基盤となることから、先頭に記載することとし記載順を変更。</li> <li>・第5-1から教員評価の内容を移動。</li> <li>・教育DXを追加。</li> </ul>
<p>(4) <u>学生への支援に関する目標</u></p> <p>ア <u>学生生活支援</u>  <u>多様な学生が安全・安心な環境の中で、心身ともに健やかに学生生活を送るとともに、自立するための資質・能力を身に付けることができるよう、学生生活支援の充実に取り組む。</u></p> <p>イ <u>キャリア支援</u>  <u>学生の社会的・職業的自立を促し、早い段階から自己のキャリアを考えられるよう、キャリア形成の支援体制の充実に取り組む。</u></p>	<p><u>4 学生への支援に関する目標</u></p> <p><u>(1) 学生生活支援</u>  <u>多様な学生が安全・安心な環境の中で、心身ともに健やかに学生生活を送るとともに、自立するための資質・能力を身に付けることができるよう、学生生活支援の充実に取り組む。</u></p> <p><u>(2) キャリア支援</u>  <u>キャリア開発センターにおいて、学生の社会的・職業的自立を促し、早い段階から自己のキャリアを考えられるよう、キャリア形成の支援体制の充実に取り組む。</u>  <u>また、保健大学が青森県の保健・医療・福祉の現場で活躍する専門人材を輩出する大学として役割を果たすため、学生が県内の保健・医療・福祉に関わる仕事の魅力に触れる機会を増やすとともに、県内の医療機関、社会福祉施設、自治体等で働く卒業生と交流する機会を設けるなど県内就職に向けた取組を推進し、県内就職への積極的な意識を醸成する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学に求める役割を具体的に記載し、県内就職率向上の取組を推進していくことを追加。</li> </ul>
<p><u>2 研究に関する目標</u></p> <p><u>(1) 研究の実施体制の充実にに関する目標</u>  <u>研究活動及びその発信を効果的に行うために、学部、大学院及び研究担当部門の連携を強化するとともに、外部との連携・協働を推進する。</u></p>	<p><u>第3 研究の質の向上に関する目標</u></p> <p><u>1 研究の実施体制の充実及び研究活動の推進に関する目標</u>  <u>青森県が抱える健康課題に県と共に取り組む地域のシンクタンクとして役割を果たすため、学部、大学院、図書館、ヘルスプロモーション戦略研究センターの連携を強化し、研究の実施体制の充実に取り組む。</u>  <u>また、県内の民間企業、研究機関、自治体等との連携・共同研究・受託事業を推進するとともに、高度な専門教育の実施、青森県が抱える健康課題の解決及び保健・医療・福祉分野における学術の発展に貢献するため、多様な専門性を生かして学術的かつ俯瞰的視点から研究を推進する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学に求める役割を具体的に記載。</li> <li>・研究活動の推進に関する内容を第2-2-(2)-アから移動（項目整理）。</li> </ul>

第三期（第四期で変更：下線）	第四期案	変更の理由・考え方
<p>(2) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の活用に関する目標</p> <p>ア 研究活動の積極的な推進 高度な専門教育の実施、地域課題の解決並びに保健、医療及び福祉分野の学術の発展のために、多様な専門性を生かして学際的・俯瞰的な視点から研究を推進する。</p> <p>イ 研究成果の活用 研究成果が地域社会、学術分野及び産業界で有効に活用されるよう、多様なチャンネルを通じて積極的に発信し、県民の健康で豊かな暮らしを実現するための健康科学の研究拠点となる。</p>	<p><u>2 研究成果の発信及びその活用に関する目標</u> 研究成果が県内の地域社会、学術分野、産業界で有効に活用されるよう、多様なチャンネルを通じて積極的に公開・情報発信し、青森県民のヘルスリテラシーの向上と平均寿命・健康寿命の延伸に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2-2-(2)-イの内容、項目名を変更。</li> <li>研究成果の活用（貢献）先を記載。</li> </ul>
<p>3 地域貢献及び国際交流に関する目標</p> <p>(1) 地域との連携や地域社会の発展への貢献に関する目標 大学の教育研究成果や人的資源を地域社会における課題解決や県民の学びの機会に生かすとともに、地域との連携・協働を通じて教育・研究の発展に取り組む。</p>	<p><u>第4 地域貢献及び国際交流等に関する目標</u></p> <p><u>1 地域に必要な人材の輩出に関する目標</u> 青森県の保健・医療・福祉の現場で活躍する専門人材を輩出する大学として役割を果たすため、県、市町村、医療機関、社会福祉施設並びに保健・医療・福祉分野の県内養成機関等関係機関とも連携して県内就職の促進に取り組み、健康科学部卒業者の県内就職率の向上を目指す。 特に、看護学科卒業者については、令和7年（2025年）3月に青森県が策定した「所得向上・労働力確保に向けた実践プログラム」を踏まえ、県及び県内医療機関等と連携し、県内就職率の向上を目指す。 また、キャリア開発センターにおいて、既卒者のUターン及びIターンの促進に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先的に取り組むべき内容を先頭に記載することとし項目順を変更。</li> <li>項目順4→1に変更</li> <li>大学に求める役割を具体的に記載し、県内就職率向上の取組を推進していくことを明記。</li> </ul>
<p>(2) 地域の保健、医療及び福祉を担う人材に対する継続教育の実施に関する目標 地域の保健、医療及び福祉を担う人材の能力開発や多職種連携の推進を目的として、大学院機能も活用しながら、継続的に研修機会の提供や研究支援を行う。</p>	<p><u>2 地域の保健・医療・福祉を担う人材に対する継続教育の実施に関する目標</u> 青森県の保健・医療・福祉を担う人材の能力開発や多職種連携の推進、リスクリテラシー教育の推進のため、大学院に医療機関や社会福祉施設の従事者、自治体職員等働きながら学ぶ意欲のある者を積極的かつ柔軟に受け入れ、継続的な研修機会の提供や研究支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院の活用方法を具体的に記載。</li> </ul>
<p>(3) 国際交流に関する目標 学部・大学院における教育・研究活動を国際的な動向や視点を踏まえて実施・展開するために、国外の教育機関等との連携・交流に取り組む。</p>	<p><u>3 青森県との連携や青森県の発展への貢献に関する目標</u> 青森県が抱える健康課題に県と共に取り組む地域のシンクタンクとして役割を果たすため、教育研究成果や人的資源を健康課題の解決や県民の学びの機会に生かすことにより、青森県の持続的発展に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>項目順1→3に変更</li> <li>大学に求める役割、「地域」を具体的に記載。</li> </ul>
<p>(4) 地域に必要な人材の輩出に関する目標 保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材を地域に輩出する。 また、県、市町村、県内医療機関、社会福祉施設並びに県内の保健、医療及び福祉分野の養成機関等関係機関とも連携して、県内就職及びUターンの促進に取り組む。</p>	<p>4 国際交流等に関する目標 多様性・公正性・包括性（DEI：Diversity Equity Inclusion）の理念に基づき、国外の教育機関等との連携・交流を推進する。 また、青森県内で増加傾向にある外国人の心身の健康課題にも取り組むことができるようなグローバルな視点をもって地域貢献できる人材の育成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>項目順3→4に変更</li> <li>多様性・公正性・包括性の理念、外国人材の確保・定着の動きを踏まえた記載を追加。</li> </ul>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>	<p><u>第5 業務運営に関する目標</u></p> <p><u>1 青森県基本計画の理念に沿った大学運営に関する目標</u> 理事長は、青森県の政策及び施策の基本的な方向性に沿った大学運営を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県が抱える課題に対して、県と方向性を共有しながら取り組むことを記載。</li> </ul>

第三期（第四期で変更：下線）	第四期案	変更の理由・考え方
<p>1 組織体制の強化に関する目標            効率的かつ効果的な法人運営の基盤となる組織体制を強化するとともに、<u>将来の高等教育の在り方を見据えた適時・適切な組織の再編・見直しを行う。</u>            組織を支える人材の育成に向け、大学職員としての専門性向上のための取組を<u>充実させる。</u>  <u>併せて、人事評価システムを軸とした人事・給与制度等の活用により、人事の適正化を推進する。</u></p>	<p><u>2</u> 組織体制の強化に関する目標  <u>理事長のリーダーシップの下、</u>効率的かつ効果的な法人運営の基盤となる組織体制を強化するとともに、<u>18歳人口の減少に伴う将来の高等教育の在り方に関する議論や学生確保の大学間競争の激化を見据えた適時・適切な組織の再編・見直しを行う。</u>  <u>また、</u>組織を支える人材の育成に向け、大学職員としての専門性向上のための取組を<u>強化するとともに、客観的な</u>人事評価システムを軸とした人事・給与制度等の活用により、人事の適正化を推進する。</p>	<p>・踏まえるべき高等教育を取り巻く情勢を追加。</p>
<p>2 組織運営の改善に関する目標            より効率的・効果的な組織運営を行うため、教員組織と事務組織の連携を強化するとともに、<u>事務処理の簡素化や外部委託の活用を含めた業務の継続的な見直しを行う。</u></p>	<p><u>3</u> 組織運営の<u>効率化及び改善</u>に関する目標            より効率的かつ効果的な組織運営を行うため、教員組織と事務組織の連携を強化するとともに、<u>D Xの推進等により、業務の簡素化・効率化や利便性向上に継続的に取り組む。</u>  <u>また、全ての教職員が個々の事情に応じた柔軟な働き方を自分で選択することにより、最大限に能力を発揮できるよう、働きやすい環境の整備に取り組む。</u></p>	<p>・D X推進、働きやすい環境整備を追加。</p>
	<p><u>4</u> <u>人権啓発及び多様性・社会的包摂に関する目標</u>            人権が不当に侵害され、良好な教育研究活動や職場環境が損なわれることがないように、学生及び教職員に対して人権意識の向上を図る取組を行うほか、<u>人権相談のための窓口を設け適切に対応する。</u>  <u>また、多様性・公正性・包括性（DEI：Diversity Equity Inclusion）の理念に基づいた環境の整備に取り組む。</u></p>	<p>・第 6-3（人権啓発及び法令遵守に関する目標）から移動し、人権啓発の内容をより具体的に記載。</p>
	<p><u>5</u> <u>安全管理に関する目標</u>            大学における事故、犯罪及び災害による被害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育、研究及び学習の環境を維持するため、安全衛生管理、防犯・防災、情報セキュリティ等のリスクマネジメント体制の強化に取り組む。</p>	<p>・第 6-2 から移動。</p>
	<p><u>6</u> <u>コンプライアンスと内部統制に関する目標</u>            犯罪や不法行為の未然防止に努め、業務運営が適切に行われるよう、研修等により<u>教職員にコンプライアンス意識を定着させるとともに、リスク管理の徹底に向けて、内部統制の取組を強化する。</u></p>	<p>・第 6-3（人権啓発及び法令遵守に関する目標）から移動し、法令遵守の内容をより具体的に記載。</p>
<p><u>第 4</u> 財務内容の改善に関する目標            1 自己収入及び外部資金の増加に関する目標            (1) 教育関連・財産関連等収入に関する目標            入学検定料、入学料、授業料等の学生納付金及び受講料等については、社会的事情を考慮し、適正な料金を設定する。            また、大学施設について、適正な使用料又は利用料を設定した上で、県民等へ積極的に開放し、教育研究関連以外の収入を確保する。</p>	<p><u>第 6</u> 財務内容の改善に関する目標            1 自己収入及び外部資金の増加に関する目標            (1) 教育関連・財産関連等収入に関する目標            入学検定料、入学料、授業料等の学生納付金及び受講料等については、社会的事情を考慮し、適正な料金を設定する。            また、大学施設について、適正な使用料又は利用料を設定した上で、県民等へ積極的に開放し、教育研究関連以外の収入を確保する。</p>	
<p>(2) 外部資金（研究関連収入等）に関する目標            受託研究資金その他運営費交付金以外の外部資金（自己収入）の獲得に取り組む。</p>	<p>(2) 外部資金（研究関連収入等）に関する目標  <u>大学の人的な資源を活用し、</u>受託研究資金その他運営費交付金以外の外部資金（自己収入）の<u>更なる</u>獲得に取り組む。</p>	<p>・成果を拡大に向けて取り組むよう記載を修正。</p>
<p>2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標  <u>職員のコスト意識の醸成に取り組むとともに、</u>大学運営業務全般にわたり、事務事業の合理化等により運営経費を抑制し、予算を適正かつ効率的に執行する。</p>	<p>2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標  <u>全ての教職員がコスト意識を常に持ち、</u>大学運営業務全般にわたり、事務事業の合理化等により運営経費を抑制し、予算を適正かつ効率的に執行する。</p>	

第三期（第四期で変更：下線）	第四期案	変更の理由・考え方
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標  <u>大学の健全な運営を確保するため、</u>経営的視点に立ち、資産の効率的かつ効果的な管理及び活用に取り組む。</p>	<p>3 資産の運用管理<u>及び施設設備の活用</u>に関する目標            経営的視点に立ち、資産の効率的かつ効果的な管理及び活用に取り組む<u>ことにより、健全な大学運営を確保する。</u>  <u>また、良好な教育研究環境を確保するため、中長期的な視点に立って、施設設備の計画的な維持管理とその有効活用に取り組む。</u></p>	<p>・第 6-1（施設設備の維持管理及び活用に関する目標）の内容を移動し統合。</p>
<p>第 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価に関する目標            大学の業務実績について自己点検・評価を行うとともに、第三者評価機関による外部評価を受けてその結果を公表し、<u>評価結果を活用した P D C A サイクルの運用により、改善・改革を推進して質の向上に取り組む。</u>  <u>また、教員個々についても教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況について自己点検・評価を行うことで、大学組織全体の質の向上に取り組む。</u></p>	<p>第 7 <u>自己点検・評価、情報公開及び発信に関する目標</u></p> <p>1 評価に関する目標  <u>中期目標を達成するため、保健大学の業務実績について厳格な自己点検・評価を行うとともに、第三者評価機関による外部評価を受けてその結果を公表する。</u>  <u>また、評価結果を活用した P D C A サイクルの運用により、継続的に改善・改革を推進し、組織全体の質の向上に取り組む。</u></p>	<p>・大学運営（組織）全体の評価について記載することとした。（教員個々の評価については、第 2-3-(2)に記載。）</p>
<p>2 情報公開及び広報の推進に関する目標  <u>県民をはじめ社会に対する説明責任を果たし、運営の透明性を高めて大学の活動に理解や参加を求めるため、教育研究及び組織運営の状況に関する情報を積極的に公開する。</u>  <u>また、効果的かつ積極的な広報活動を展開して教育研究や地域貢献の成果を広く周知し、大学の存在感を高める。</u></p>	<p>2 <u>情報公開</u>の推進に関する目標  <u>県民に対する説明責任を果たし、運営の透明性を高めて保健大学の活動に理解を得るため、法人の意思決定や執行に至る過程のほか、教育研究の状況に関する情報を積極的に公開する。</u></p>	<p>・情報公開と広報は異なる取組であることから、それぞれ別項目で記載。</p>
	<p><u>3 広報の推進に関する目標</u>  <u>効果的かつ積極的な広報活動を展開して教育研究や地域貢献の成果を広く県内外に発信し、保健大学の社会的信頼の更なる向上を目指す。</u></p>	
<p>第 6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の維持管理及び活用に関する目標            良好な教育研究環境を確保するため、中長期的な視点に立って、施設設備の適切な維持管理とその有効活用に取り組む。</p>	(削除)	<p>・第三期・第 6 の各項目はいずれも重要であることから、「その他」とせず、第四期の第 5 又は第 6 に移動。            ・第 6-3 に移動・統合。</p>
<p>2 安全管理に関する目標            大学における事故、犯罪及び災害による被害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育、研究及び学習の環境を維持するため、安全衛生管理、防犯・防災、情報セキュリティ等のリスクマネジメント体制の強化に取り組む。</p>	(削除)	<p>・第 5-4 に移動。</p>
<p>3 人権啓発及び法令遵守に関する目標            人権が不当に侵害され、良好な教育研究活動や職場環境が損なわれることがないよう、学生及び職員に対して人権意識の向上を図る取組を行うほか、人権相談に適切に対応する。            また、犯罪や不法行為の未然防止を含め、業務運営が適正に行われるよう、研修等により法令遵守を徹底する。</p>	(削除)	<p>・第 5-3、5-5 に移動し一部変更。</p>